

国立大学法人和歌山大学私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校
研修員、公立大学研修員及び教職員支援機構研修員受入規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程 第 72 号
最終改正 令和 5年 6月 23日

(趣旨)

第1条 この規程は、私立学校、専修学校、公立高等専門学校、公立大学等の教職員を、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教職員支援機構研修員として国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）に受入れる場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 私学研修員とは、私学研修福祉会から派遣される研修員をいう。（以下「私学研修員」という。）
- (2) 専修学校研修員とは、職業教育・キャリア教育財団から派遣される研修員をいう。（以下「専修学校研修員」という。）
- (3) 公立高等専門学校研修員とは、公立高等専門学校から派遣される研修員をいう。（以下「公立高等専門学校研修員」という。）
- (4) 公立大学研修員とは、公立大学から派遣される研修員をいう。（以下「公立大学研修員」という。）
- (5) 教職員支援機構研修員とは、独立行政法人教職員支援機構から派遣される研修員をいう。（以下「教職員支援機構研修員」という。）
- (6) 派遣機関とは、私学研修福祉会、職業教育・キャリア教育財団、公立高等専門学校、公立大学、独立行政法人教職員支援機構をいう。（以下「派遣機関」という。）
- (7) 部局とは、本学組織規則に定める学部等、基幹及び機構をいう。（以下「部局」という。）
- (8) 部局長とは、前号の部局の長をいう。

(受入れ手続)

第3条 私学研修員の受入れは、私学研修福祉会理事長の申し出に基づき、専修学校研修員の受入れは、職業教育・キャリア教育財団理事長の申し出に基づき、公立高等専門学校研修員の受入れは、公立高等専門学校研修員を派遣しようとする学校長の申し出に基づき、公立大学研修員の受入れは、公立大学研修員を派遣しようとする大学長の申し出に基づき、教職員支援機構研修員の受入れは、独立行政法人教職員支援機構理事長の申し出に基づいて行う。

2 前項の申し出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 研修員派遣申出書（別紙様式1）
- (2) 履歴書（別紙様式2）

(受入れの承認等)

第4条 学長は、前条の申し出があつたときは、受入れ部局の教授会等（学部及び学環にあつては教授会、基幹及び機構にあつては推進会議をいう。以下同じ）の議を経て、その受入れを承認するものとする。

研修員受入規程

(授業料等の免除)

第5条 産業教育振興法（昭和26年法律第228号）の趣旨に基づく教職員支援機構研修員（産業・理科教育教員派遣研修）については、国立大学法人和歌山大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程に定める授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。

(研究方法)

第6条 私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教職員支援機構研修員（以下「研修員」という。）は、指導教員の指導のもとに本学の施設設備を利用して研究に従事するものとする。

(研究期間)

第7条 研修員の研究期間は、1年とし、その期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし特別の事情のある場合には、その期間内において、研究期間を6か月又は3か月に短縮することができる。

(研究料)

第8条 研修員の研究料は、別表に掲げる額とする。

2 派遣機関は、本学に研究料として、別表に掲げる額を、3か月ごとに、3か月分に相当する額をその当初の月に支払うものとする。

3 既納の研究料は、還付しない。

(研究終了届)

第9条 研修員は、研究を終了したときは、ただちに研究終了届（別紙様式3）を指導教員の承認を受け、当該部局長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第10条 学長は、研修員がその研究事項について研究証明書（別紙様式4）の交付を願い出たときは、当該部局長を経て、研究証明書を交付することができる。

(研究の中止)

第11条 学長は、研修員が病気その他の理由により、研究を継続することが不相当と認められるときは、当該部局の教授会等の議を経て、研究の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

第12条 研修員が、研究期間中において故意又は重大な過失により本学の施設設備等を汚損し、損傷し又は紛失したときは、損害賠償の責を負わなければならない。

(規則等の遵守)

第13条 研修員は、本学の学内規則を遵守しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第514号）

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第763号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1051号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1513号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1926号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2015号）

この改正規程は、平成30年1月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2259号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2552号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2622号）

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

研修員受入規程

別紙様式1

研修員派遣申出書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学長 殿

私学研修員福祉会理事長 印
職業教育・キャリア教育財団理事長 印
公立高等専門学校長 印
公立大学長 印
独立行政法人教職員支援機構理事長 印

下記のとおり、研修員を派遣したいので申し出いたします。

記

| | | |
|---------------|-----------------|--------|
| (ふりがな) 氏 名 | | 年齢 満 歳 |
| 所属学校名 | | |
| 職名及び担当授業科目 | | |
| 研究題目 | | |
| 研究期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 研究計画の概要 | | |
| 指導教員の所属・職名・氏名 | | |
| 研究期間中の居所 | | |

(記載上の注意)

「研究計画の概要」については、別紙として記載してもさしつかえない。

別紙様式2

履 歴 書

| | | | |
|----------|---------------|----------|---------|
| 写真貼付 | (ふりがな) 氏 名 | | (電話) |
| | 年 月 日生 | | () 局 番 |
| | 現住所 | (〒) | |
| 最終学歴 | 年 月 日 | | 入学 |
| | 年 月 日 | | 卒業修了 |
| 学位学士号の種類 | | 所有免許状の種類 | |
| 略歴 | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| | 年 月 日 | | |

(記載上の注意)

「所有免許状の種類」は、研究題目に関係あるものについて記載する。

年度和歌山大学研修員研究終了届

年 月 日

国立大学法人和歌山大学長 殿

学 校 名

職 名

研修員氏名

印

私は、和歌山大学 (部局名) で 教員の指導の下に、 (研究内容)
についての研究をしておりましたが、 月 日研究を終了しましたのでお届けします。

指導教員氏名

印

別紙様式 4

第 号

研 究 証 明 書

氏名

上記の者は、本学において 年 月 日から、 年 月 日までの
間 研修員として、 (研究内容) に関する研究に従事したことを証明
する。

年 月 日

国立大学法人和歌山大学長

印

研修員受入規程

別表（第8条関係）

| 受入区分 | 研 究 料 | |
|-------------|-------|----------------|
| 私学研修員 | 3 か月 | 1 1 3, 4 0 0 円 |
| 専修学校研修員 | 3 か月 | 1 1 3, 4 0 0 円 |
| 公立高等専門学校研修員 | 3 か月 | 1 1 3, 4 0 0 円 |
| 公立大学研修員 | 3 か月 | 1 1 3, 4 0 0 円 |
| 教職員支援機構研修員 | 3 か月 | 3 0, 5 0 0 円 |